

港区重層的支援体制整備事業の実施について

社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」といいます。）第106条の4に基づき、地域福祉における包括的な支援体制を整備する港区重層的支援体制整備事業を令和7年度から実施します。実施に先立ち、令和6年度に一部事業を試行実施します。

1 経緯

(1) 国の状況

家族構成や地域社会の変容等により、福祉に関する法律や制度の改正が進む一方、制度の対象とならない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、行政需要の多様化かつ複雑化に伴い、高齢、障害、子ども、生活困窮等の福祉分野別では対応が困難なケースが浮き彫りになっています。

そのような中、国は区市町村に対し、平成30年4月施行の改正法により、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しました。

令和3年には、包括的な支援体制を具現化する事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

(2) 港区の状況

区では、これまで、すべての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域資源が豊富な港区ならではの地域包括ケアを推進しており、令和4年8月には、各地区総合支所区民課に「福祉総合窓口」を設置して、包括的に相談に対応する体制を整えました。福祉総合窓口では、課題が複数の分野にわたる場合には、高齢者相談センターや障害者基幹相談支援センターの専門職員や支援関係機関と連携してチームで課題に対応しています。

福祉総合窓口で課題を整理し、支援につなげる事例がある一方、支援に向けて、長期的に福祉総合窓口を含む複数の支援関係機関が関わりを持ち続ける事例もあります。個人や世帯が抱える相談の複雑化・複合化が進んでいることを踏まえると、事例の全体調整を担い、長期的にアウトリーチするなどの伴走体制を強化し、住み慣れた地域でいきいきと生活できるように包括的に支援する体制を整備する、重層的支援体制整備事業の実施が必要です。

2 区がめざす包括的な支援体制

次の3つの支援が効果的に連携することで、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活できるよう、包括的に支援する体制を整備します。

(1) 福祉総合窓口を中心とした包括的な相談支援

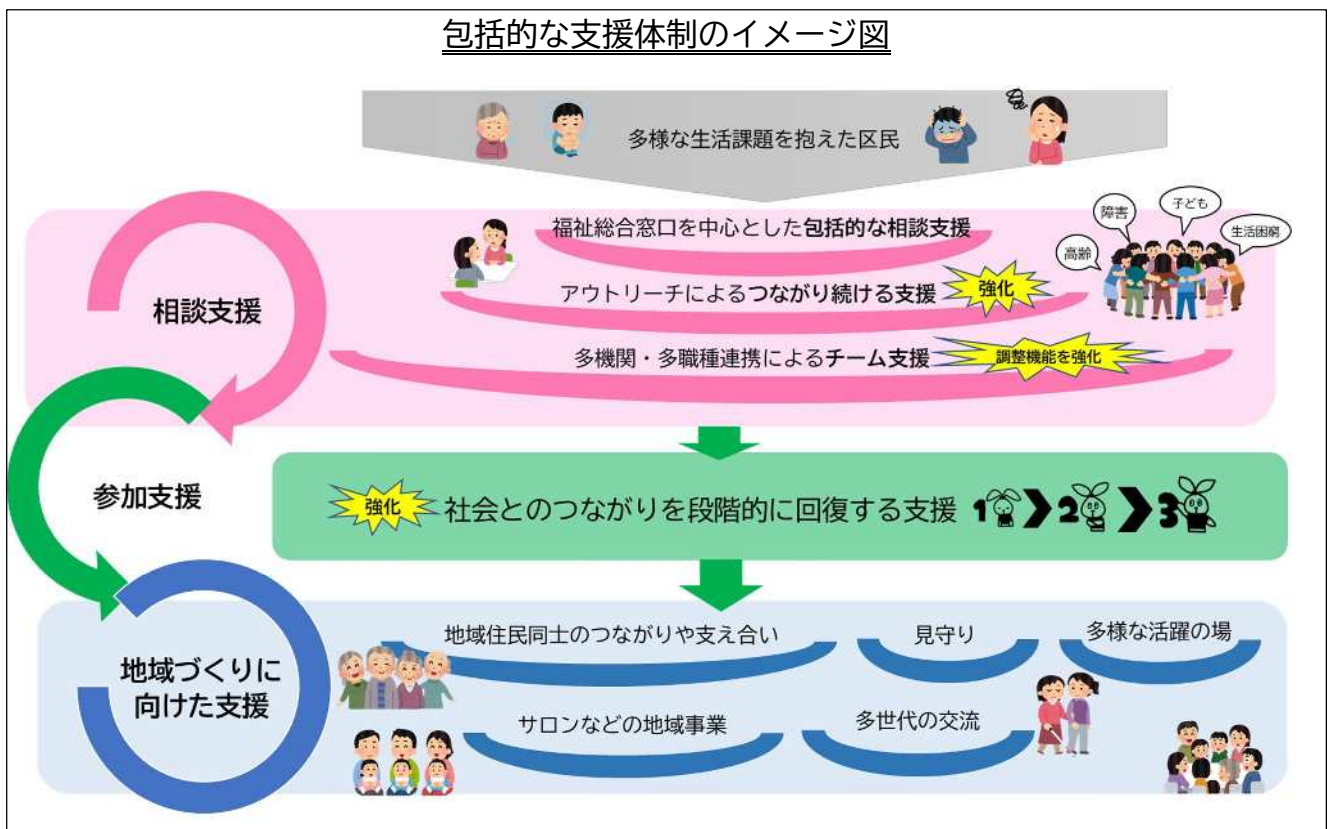
福祉総合窓口は、福祉に関する相談を実施している区の他の組織や地域の支援関係機関と連携して、包括的な相談支援体制の中核としての役割を担い、福祉に関するあらゆる相談に対応します。

(2) 多様な医療機関や福祉関係機関等が集積する地域特性や児童相談所を設置した強みを活かした多機関・多職種連携によるチーム支援

地域住民、ボランティア、港区社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携・協働を深め、多機関・多職種がチームで複雑化・複合化する福祉課題の解決を支援します。

(3) 総合支所制度のもと培われた地域との連携による地域づくりに向けた支援

地域住民同士がつながりを強め、同じ福祉課題を抱える区民を見守り、ともに支え合える地域づくりを支援します。



3 事業の概要

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

福祉総合窓口を中心に、支援関係機関が連携して相談者の状況に関わらず包括的に相談を受け止め、福祉サービス等の情報提供等を行います。単独の支援関係機関では対応が難しい場合は、多機関協働事業により多機関・多職種が連携してチームで対応します。

(2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

地域社会につながりがなく、支援を必要とする人に対し、地域の社会資源などを活用して、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

(3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

地域社会からの孤立を防ぐため、地域住民が交流し、支え合うことができる多様な場や居場所を提供します。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、訪問等により時間をかけた丁寧な働きかけを行います。

(5) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号及び第6号）・支援会議（法第106条の6）

複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題を整理するため、個人情報共有の本人同意を得た上で「重層的支援会議」を開催し、複数の支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等の事例全体の調整を行います。

また、個人情報共有の本人同意が得られない場合で、支援のための情報共有が必要な場合は、守秘義務を課した「支援会議」を開催し、見守りや支援体制を検討します。

4 事業の実施体制

重層的支援体制整備事業の実施体制は別紙1のとおりです。

別紙1に加え、法で求められている事業だけではなく、これまで積極的に推進してきた先駆的な福祉分野の取組や児童相談所を設置した強みを生かした取組を港区重層的支援体制整備事業に位置付け、より広範にわたった取組により包括的な支援体制を整えます。

5 取組のポイント

(1) 多機関・多職種連携のための調整力の強化

複雑化・複合化した課題を抱える事例に対し、直接の支援関係機関ではない保健福祉課が支援関係機関の役割分担等、支援が円滑に進むことを見届けるまで全体調整を担う体制を構築します。このことで、支援関係機関は支援に専念することが可能になります。

(2) 課題を把握する力の強化

潜在的な支援ニーズを抱えながらも、自ら相談や支援を求めることが困難な区民や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない区民に対する支援を強化し、参加支援事業やアウトリーチにより、継続的に関わり続けて信頼関係を構築し、必要な支援につなげることが可能になります。

(3) 地域における見守りの強化

支援関係機関における個人情報の共有について、本人の同意が得られない状況にあっても、支援に当たって連携すべき支援関係機関と必要な個人情報等を共有することが法に基づき可能になるため、積極的な地域における見守り体制を構築することができます。

6 分野横断的に取り組むための支援体制

包括的支援に効果的に取り組むため、港区地域保健福祉推進会議（内部会議）を令和6年度に新たに設置し、重層的支援体制整備事業の実施を通して社会資源を把握し、必要に応じて新たな制度化に向けた検討を行います。また、既存の地域包括ケア推進会議を拡大し、区民や関係者の意見を踏まえながら事業を推進します。

7 今後のスケジュール（予定）

令和6年	6月	試行実施開始（参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業）
	12月	試行実施の検証
令和7年	3月	港区重層的支援体制整備事業実施計画の策定
	4月	港区重層的支援体制整備事業開始

港区重層的支援体制整備事業の実施体制

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

分野	◆法における事業名 区の事業名〔実施場所〕	実施 箇所数	運営形態	所管課
高 齢	◆地域包括支援センターの運営 〔高齢者相談センター〕	5	指定管理	高齢者支援課
障 害	◆相談支援事業 〔障害者基幹相談支援センター 障害保健福祉センター 新橋はつらつ太陽 精神障害者支援センター 障害者支援ホーム南麻布〕	5	直 営 委 託 指定管理	障害者福祉課
子 ども	◆利用者支援事業（基本型） 子育てコーディネーター事業 〔子ども家庭支援センター あい・ぽーと〕	2	委 託	子ども家庭支援センター
	◆利用者支援事業（特定型） 保育コンシェルジュ事業 〔各地区総合支所区民課〕	5	直 営	保育課
	◆利用者支援事業（母子保健型） 助産師による母子保健相談 みなとプレママ応援事業 〔みなと保健所〕	1	委 託	健康推進課
生活困窮	◆生活困窮者自立相談支援事業 〔生活・就労支援センター〕	1	委 託	生活福祉調整課

※港区独自

分野	区の事業名〔実施場所〕	実施 箇所数	運営形態	所管課
全分野	福祉総合窓口 〔各地区総合支所区民課〕	5	直 営	保健福祉課 区民課

(2) **新規** 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

保健福祉課において取り組みます。

(3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

分野	◆法における事業名 区の事業名〔実施場所〕	実施 箇所数	運営形態	所管課
高 齢	◆地域介護予防活動支援事業 〔介護予防総合センター〕	1	指定管理	高齢者支援課
	◆生活支援体制整備事業 〔港区社会福祉協議会〕	1	委 託	高齢者支援課
障 害	◆地域活動支援センター機能強化 事業 〔障害保健福祉センター 精神障害者支援センター〕	2	指定管理	障害者福祉課
子ども	◆地域子育て支援拠点事業 子育てひろば事業 〔あい・ぽーと みなと子育て応援プラザ Pokke 子育てひろば あっぴい（9） 子ども中高生プラザ（6） 親子ふれあいひろば 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ〕	19	委 託 指定管理 補 助	子ども家庭支 援センター 管理課
生活困窮等	◆生活困窮者支援等のための地域 づくり事業 〔港区高齢者地域支援連絡協議会 地域で支え合う ～アロマネットワーク～（2） 地域サロン 「ちょこっと立ち寄りカフェ」（4） 赤坂・青山ふれあいサロン（4） 高輪地区高齢者支援連絡会 みずベネット（3）〕	15	直 営 委 託	生活福祉調整課 区民課 高齢者支援課

(4) **新規** アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

保健福祉課において取り組みます。

(5) **新規** 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号及び第6号）・支援会議（法第106条の6）

保健福祉課において取り組みます。